

サービス等生産性向上IT導入支援事業 『IT導入補助金2025』の概要

令和7年1月

中小企業庁

「IT導入補助金2025」の概要（令和6年度補正）

- IT導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、**デジタル化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入**を支援する補助金。
- 2025事業では、最低賃金引上げへの対応促進に向けて**最低賃金近傍の事業者の補助率を増加**。更に、**IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”の対象化**や**セキュリティ対策支援を強化**。

※赤字は令和6年度補正予算での拡充点

	通常枠	複数社連携 IT導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用 イメージ	ITツールを導入して、 業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・ 小規模事業者で連携して ITツール等を導入	ITツール等を導入して、 インボイス制度に対応	発注者主導でITツールの受注者に共有し、 取引先のインボイス 対応を促す	サイバーセキュリティ 対策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、 導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用に加えて、 IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”も対象化）			クラウド利用料 （最大2年分）	サイバーセキュリティ お助け隊サービス 利用料 （最大2年分）
補助上限	ITツールの業務プロセスが 1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	ハードウェア購入費			5万円～ 150万円
		(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)消費動向等分析経費： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1 機能：～50万円 2 機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (3か月以上地域別最低賃金+50円 以内で雇用している従業員が全従業員の 30%以上であることを示した事業者)	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

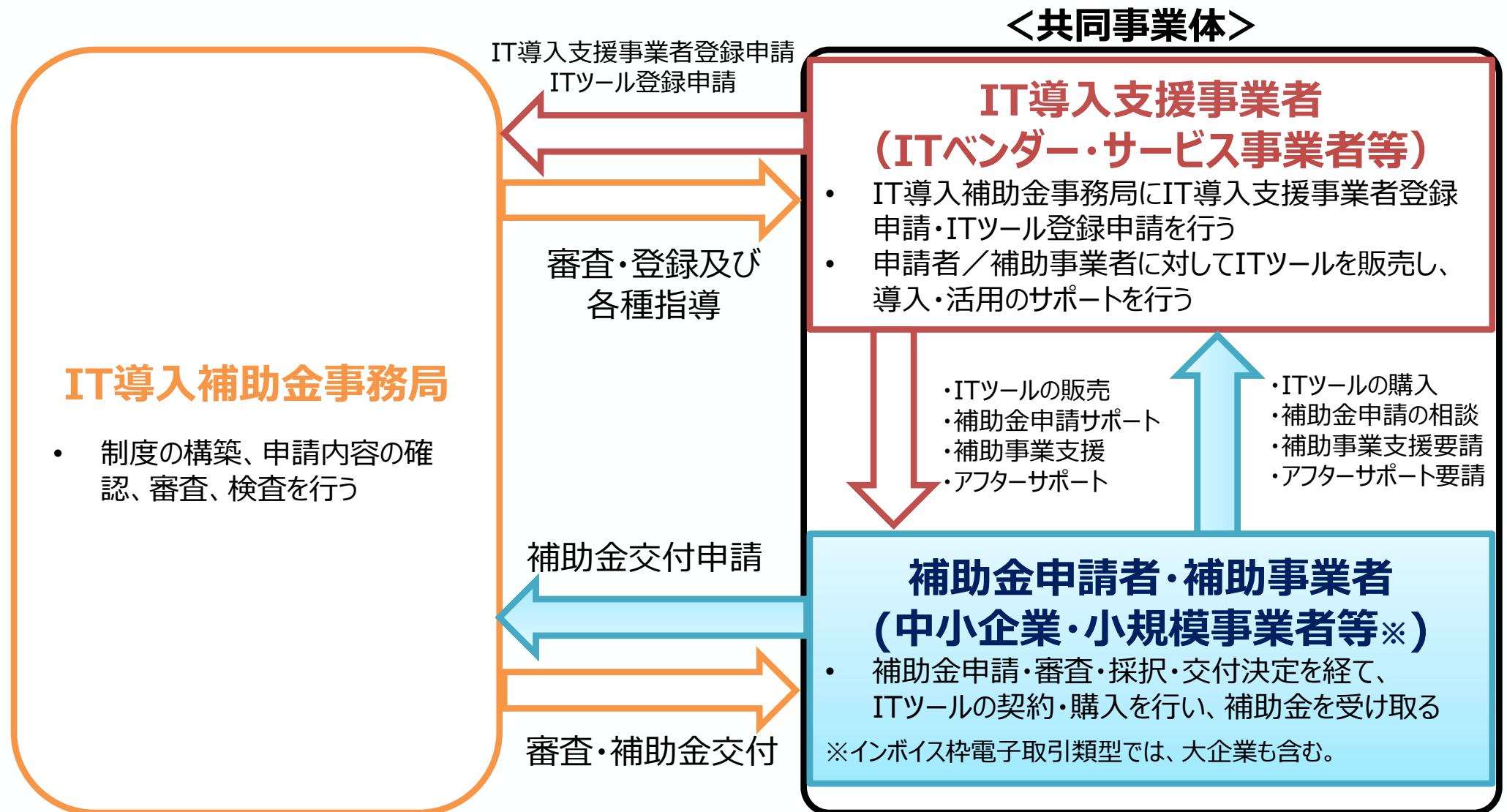
(参考) 補助の対象となる中小企業・小規模事業者等

※インボイス枠電子取引類型では、大企業も補助対象事業者を含む。

業種分類	要件
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、 旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧その他の業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑪商工会・都道府県商工会連合会及び 商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑫中小企業支援法第2条第1項第4号 に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特別の法律によって設立された組合又は その連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭財団法人(一般・公益)、社団法人 (一般・公益)	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑮特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

補助スキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、IT導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」（ITツールを提供するベンダー）からのサポートを受けて申請する。



通常枠の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等が、働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等に対応するため、生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入費用を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等

3. 事業イメージ

- 導入したITツールを活用して、生産性向上に取り組む。

4. 補助対象経費

- ソフトウェア
ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）
- 導入関連費（オプション）
機能拡張やデータ連携ツールの導入、セキュリティ対策実施に係る費用
- 導入関連費（役務の提供）
導入・活用コンサルティング、導入設定・マニュアル作成・導入研修、保守サポートに係る費用

種別		Pコード	プロセス名
業務プロセス	共通プロセス	共P-01	顧客対応・販売支援
		共P-02	決済・債権債務・資金回収
		共P-03	供給・在庫・物流
		共P-04	会計・財務・経営
		共P-05	総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス・統合業務
	業種特化型プロセス	各業種P-06	業種固有プロセス
汎用プロセス		汎P-07	汎用・自動化・分析ツール 業種・業務が限定されないが、生産性向上への寄与が認められる専用のソフトウェア

5. 補助額・補助率

ITツールの業務プロセスが1～3つまで：補助額5万円～150万円未満（補助率1／2以内）

ITツールの業務プロセスが4つ以上：補助額150万円～450万円以下（補助率1／2以内）

※3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上であることを示した場合は補助率2／3以内。

※ITツールの業務領域が4つ以上の場合は、事業計画期間において、給与支給総額を年平均成長率1.5%以上増加させ、

事業場内最低賃金を地域別最低賃金+30円以上の水準にする賃金引上げ計画を策定し、従業員に表明していることが必要。

複数社連携IT導入枠の概要

1. 概要

- 複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入することにより、地域DXの実現や、生産性の向上を図る取組に対して、複数者へのITツールの導入等を支援する。

2. 補助事業者 ※事業に参加する中小企業・小規模事業者等は「10者以上」であること等を要件とする。

- 商工団体等（例）商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合 等
- 当該地域のまちづくり、商業活性化、観光振興等の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者又は団体（例）まちづくり会社、観光地域づくり法人（DMO） 等
- 複数の中小企業・小規模事業者等により形成されるコンソーシアム

3. 補助対象経費

（1）基盤導入経費

- ITツール：会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフトに限る【クラウド利用料は最大2年分】
- ハードウェア：PC・タブレット、レジ・券売機等

（2）消費動向等分析経費

- ITツール：消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム 等【クラウド利用料は1年分】
- ハードウェア：AIカメラ、ビーコン、デジタルサイネージ 等

（3）参画事業者のとりまとめに係る事務費、専門家費

4. 補助率・補助上限額

● 補助率

- （1）基盤導入経費：1/2～3/4、4/5（インボイス枠インボイス対応類型と同様）
- （2）消費動向等分析経費：2/3以内
- （3）事務費、専門家費：2/3以内

- 補助上限額：（1）と（2）をあわせて3,000万円、（3）は200万円

インボイス枠（インボイス対応類型）の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等に、インボイス制度に対応したITツールの導入を強力に推進するため、会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフトの導入費用に加え、PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等

3. 事業イメージ

- 導入したITツール及びハードウェアを活用して、生産性向上に取り組む。

【図：ITツールの補助率・補助上限額の関係】

4. 補助対象経費

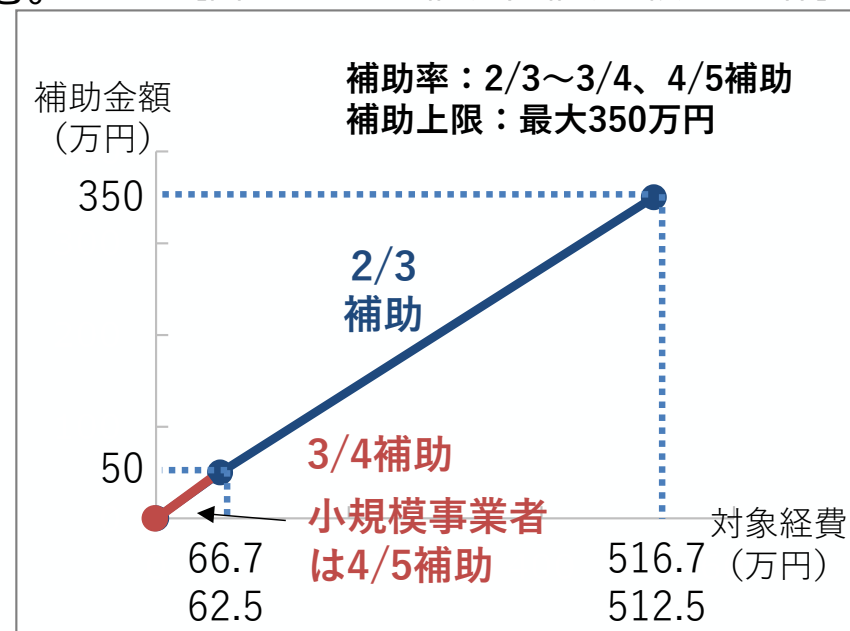
- (1) ソフトウェア、オプション、役務
ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、
オプション(セキュリティソフト等)、役務費(導入支援費、保守費等)
※インボイス制度に対応し、「会計」・「受発注」・「決済」の機能を
有するものに限る。
- (2) ハードウェア
ソフトウェア・クラウドサービスの使用に資する機器(PC・タブレット、
レジ・券売機等)の購入費用、設置費用

5. 補助額・補助率

ITツール：補助額50万円以下の部分は（補助率 3 / 4 以内、小規模事業者は 4 / 5 以内）、
補助額50万円超～350万円の部分は（補助率 2 / 3 以内）

⇒導入するITツールが「会計」・「受発注」・「決済」の機能を 2 機能以上有する場合は、補助額350万円以下の申請が可能。
(1機能の場合は、補助額50万円以下の申請が可能。)

PC・タブレット等：補助額10万円まで（補助率 1 / 2 以内）、レジ・券売機等：補助額20万円まで（補助率 1 / 2 以内）



インボイス枠（電子取引類型）の概要

1. 概要

- 取引関係における発注者が、インボイス制度対応のITツール（受発注ソフト）を導入し、当該取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して無償でアカウントを供与して利用させる場合に、その導入費用を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等に限らず大企業も可

3. 事業イメージ

- 導入したITツールを活用して、生産性向上・インボイス制度対応に取り組む。

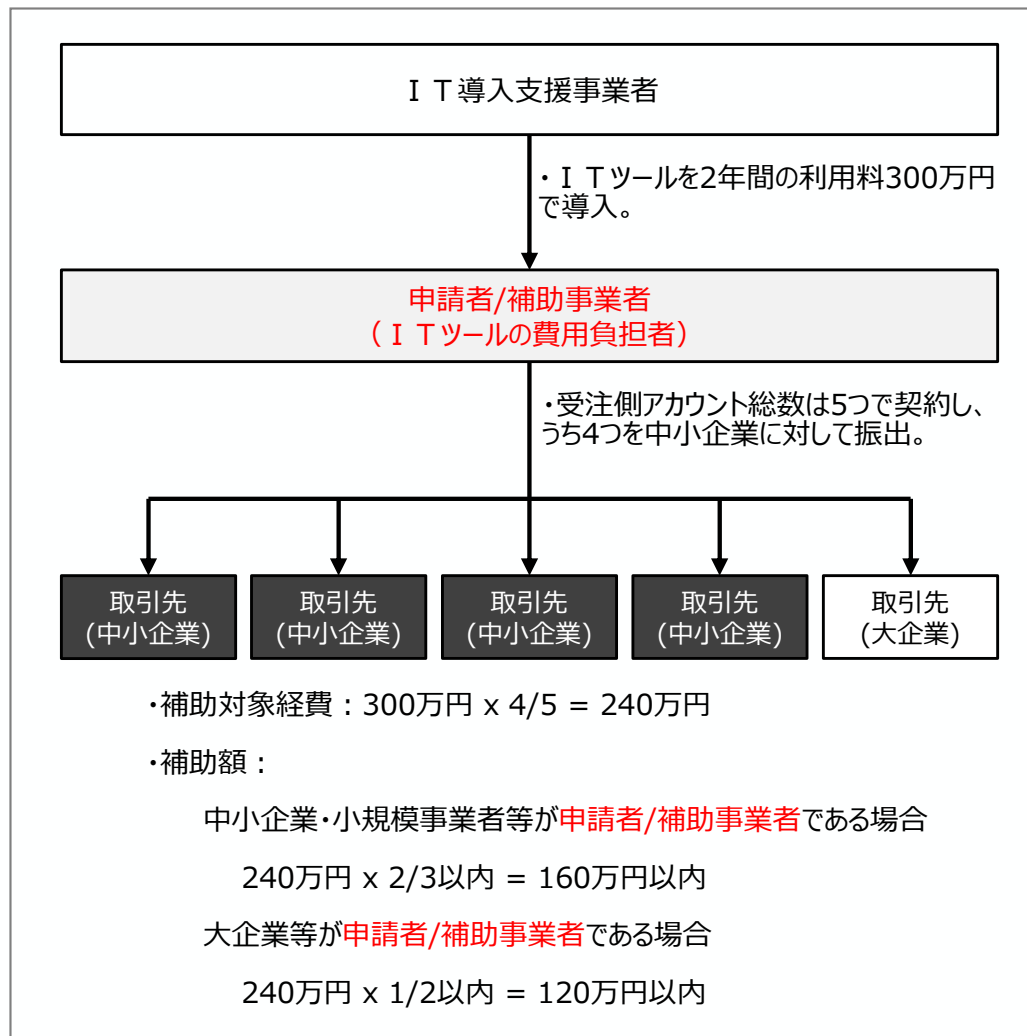
4. 補助対象経費

- ITツールの導入費用（クラウド利用料最大2年分）

5. 補助額・補助率

- 補助額 350万円以下
- 補助率 中小企業・小規模事業者等が申請する場合:2/3以内
大企業等が申請する場合:1/2以内

【図：補助額算出のイメージ】



セキュリティ対策推進枠の概要

1. 概要

- 中小企業・小規模事業者等において、サイバーインシデントを原因とした事業継続が困難となる等の生産性向上を阻害するリスクを低減するとともに、供給制約やそれに起因する価格高騰の潜在的リスクを低減するための支援を行う。
- 具体的には、「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、IT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを導入する際、サービス利用料（最大2年分）を支援する。

2. 補助事業者

- 中小企業・小規模事業者等

3. 事業イメージ

- 導入したサービスを活用して、サイバーインシデントのリスク低減に取り組む。

4. 補助対象経費

- ITツールの導入費用（サービス利用料の最大2年分）

<留意点>

本事業において補助の対象となるITツールは、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを指す。

【サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト】<https://www.ipa.go.jp/security/otasuketai-pr/index.html>

5. 補助額・補助率

- 補助額 5万円～**150万円**以下
- 補助率 中小企業が申請する場合：1/2以内
小規模事業者が申請する場合：2/3以内